

農地法第3条申請に必要な書類

- 1 農地法3条申請書
- 2 受人の住民票（町外在住者の場合のみ）
渡人の住民票（所有権移転時、登記事項証明書の住所と現住所が違う場合及び渡人が町外者の場合）
- 3 登記（全部）事項証明書（高鍋法務局で発行しています。※ 要約書は不可）
- 4 耕作証明書（川南町内の農地の合計が下限面積を満たさない場合で他市町村に耕作農地がある場合）
- 5 土地改良区の受益地証明（所有権移転時のみ・各土地改良区で発行しています。）
※ 受益地内の場合は同意書も必要です。
- 6 使用貸借・賃貸借契約書（貸借権設定の場合）
- 7 営農計画書（新規就農者・一般法人の場合）
- 8 申請人が法人の場合（法人の登記事項証明書・定款の写し（原本証明入り））
- 9 税務課の課税台帳（経営移譲年金の貸借又は贈与の場合※渡人分）

※ 申請書は毎月17日（17日が閉庁の時は前開庁日）までに提出してください。不備がある場合は、翌月総会案件とすることもありますので御注意ください。

※ 申請手続きは、行政書士に代行してもらうことができます。

※ 総会で承認されれば、申請月の翌月初旬に許可書を発行します。

≪土地改良区連絡先≫ 川南原土地改良区（0983 - 27 - 0350）
尾鈴土地改良区（0983 - 27 - 5484）

メモ
